

充電設備普及促進事業実施要綱

(制定) 令和 4 年 6 月 24 日 4 環地次第 130 号
(改正) 令和 4 年 10 月 14 日 4 産労産新第 139 号
(改正) 令和 5 年 3 月 24 日 4 産労産新第 395 号
(改正) 令和 5 年 4 月 21 日 5 産労産事第 77 号
(改正) 令和 6 年 3 月 29 日 5 産労産事第 545 号
(改正) 令和 7 年 3 月 5 日 6 産労産事第 633 号

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、化石燃料を使用するモビリティから排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車やその他の電動化されたモビリティ（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の充電設備の導入を促進するとともに、集合住宅において二酸化炭素等を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくために行う「充電設備普及促進事業（旧 充電設備導入促進拡大事業）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

本事業は、充電設備を導入する者（令和 4 年度以前に申請し、集合住宅において充電設備と同時に太陽光発電システム及び蓄電池を導入する者を含む。）に対し、当該設備の導入に要する経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 90kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10kW 以上 90kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

- (4) V2H 充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (5) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- (6) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- (7) V2B 充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から、事業系建物等に三相交流等により電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 2 機械式駐車場 自動車を動力で移動させ、複数の階層に分けて立体的に格納できる駐車場をいう。
- 3 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使える交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 4 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。
- 5 非公共用充電 電気自動車等の所有者の自宅（建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある「種類」に「居宅」の記載があり、一棟が 1 つの居宅として登記されているものをいう。）や事務所、勤務先など、一般開放しておらず特定の利用のみに限る車両の保管場所で行う充電をいう。
- 6 公共用充電 一般開放されている（不特定多数の人の出入りが可能な）移動先の目的地で、滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電をいう。
- 7 管理組合等 都内の集合住宅の管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあっては、当該集合住宅の建築主とする。）をいう。
- 8 リース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
- ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
- イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきものであること。
- 9 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。
- 10 エネルギーマネジメント設備（V2B 充放電設備） 建物の電力負荷に応じて、充

電設備等を制御するための設備をいう。

- 11 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備 オープンプロトコルを用いたネットワーク通信等により、遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、エネルギーマネジメントを行う機能を備えたものをいう。
- 12 大規模事業所 配電盤及び分電盤等の電源から充電設備の設置予定地点までに係る1基当たりの充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線の亘長が50メートルを超える事業所等をいう。
- 13 通信機能付き充電設備 オープンプロトコルを用いたネットワーク通信等により、遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、充電料金課金等を行う機能を備えたものをいう。
- 14 公道 道路法における一般国道、都道府県道及び市町村道等の公共の用に供する道路をいう。
- 15 先行配管工事 充電設備の導入を目的として各駐車区画まで行われる工事であって、充電設備本体の設置工事以外のものをいう。

第4 本事業の内容

本事業は、次のとおり充電設備等並びに太陽光発電システム及び蓄電池の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

- (1) 助成金の交付対象となる者は、都内において助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を所有する者（管理組合等が自ら2の助成対象設備を購入し設置する場合にあっては、当該管理組合等）であって、令和4年度以内に助成金の交付申請を受理された者とする。ただし、次の者を除く。

ア 非公共用充電のために充電設備等を設置する場合にあっては、国及び地方公共団体。ただし、都が実施するEVバス・EVトラック導入促進事業の助成金の交付の決定を受けた車両のための充電設備等を設置する場合は助成対象とする。

イ 公共用充電のために充電設備等を設置する場合にあっては、国及び都内の区市町村以外の地方公共団体

ウ ア及びイの者と助成金の交付対象となる設備に係るリース契約を締結する者

- (2) 助成金の交付対象となる者は、都内において助成対象設備を所有する事業者であって、令和5年4月1日以降に助成金の交付申請を受理された者又は先行配管工事を行う者（令和6年4月1日以降に助成金の交付申請を受理された者に限る。）とする。ただし、次の者を除く。

ア 国及び地方公共団体

イ アの者と助成金の交付対象となる設備に係るリース契約を締結する者

- (3) V2B 充放電設備及びエネルギーマネジメント設備については、(1)又は

(2)のうち、令和4年10月31日以降に都が助成金の交付申請を受理した事業

者とする。

2 助成対象設備及び先行配管工事の要件

助成対象設備は、次の要件を満たすものとする。

(1) 充電設備等

ア 令和4年4月1日から令和12年9月30日までの間に申請するものであること。ただし、V2B 充放電設備については、令和4年10月7日から令和12年9月30日までに申請したものであること。

イ 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金及びクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「経産省補助事業」という。）において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）又は国の他の同種の補助事業（以下「他補助事業」という。）を管轄する機関が、補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

ウ 未使用であること。

エ 令和5年度以降の申請については、設置場所の建物に居住する者のために設置した充電設備等は対象から除く。

オ 受変電設備にあっては設置する充電設備の合計出力が50kW以上であること。

カ V2B 充放電設備にあっては、事業者がその事業のために使用する建物に設置するものであること。ただし、V2B 充放電設備のリース事業者が申請する場合は、事業者であるリース契約者がその事業のために使用する建物に設置するものであること。

キ V2B 充放電設備にあっては、設置する V2B 充放電設備基数以上の電気自動車等の保有、購入契約もしくは、リース契約等により V2B 充放電設備の基数以上の電気自動車の運用が認められる場合に限る。

(2) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和4年度以前に申請した場合）

ア 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に設置するものであること。

イ 集合住宅に設置し、かつ、V2H 充放電設備と同時に設置するものであること。

ウ 太陽光発電システムから供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する集合住宅における V2H 充放電設備又は集合住宅の共用部のみにおいて使用すること。

エ 未使用であること。

オ 太陽光発電システムの定格総出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値とする。

カ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に基づく認定を受けない設備その他の太陽光発電システムで発電した電気を売電しないものであること。

キ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）の IEC61646-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

（3）先行配管工事

ア 令和6年4月1日から令和12年9月30日までの間に申請するものであること。

イ 都内の施設に対して施工されるものであること。

ウ 工事が施工される施設において、1基以上の充電設備を設置する、又は設置済みであること。

（4）エネルギーマネジメント設備（V2B 充放電設備）

ア 令和4年10月7日から令和12年9月30日までの間に申請するものであること。

イ V2B 充放電設備を制御するためのものであること。

ウ V2B 充放電設備と同時に設置するものであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

（1）充電設備等

ア 設備購入費

イ 設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。以下同じ。）

ウ 受変電設備改修費

エ 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費

オ 通信機能付き充電設備導入費

カ 既設充電設備撤去費

キ 機械式駐車場パレット更新経費

（2）太陽光発電システム及び蓄電池

ア 設備購入費

イ 設置工事費

（3）先行配管工事

ア 設置工事費

（4）エネルギーマネジメント設備（V2B 充放電設備）

ア 設備購入費

4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる設備ごとに、当該各号に定める金額とす

る。

(1) 充電設備等

ア 超急速充電設備

(ア) 設備購入費

令和4年度以前の申請については、購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額のうち経路充電の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金額のいずれか低い方の金額とする。

令和5年度の申請については、購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助率定額（1/1）の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金のいずれか低い方の金額とする。

令和6年度以降の申請については、蓄電池付き充電設備の場合、上記金額に335万円を加えた額を上限額とする。ただし、購入価格が補助上限額を下回る場合は、購入価格を上限額とする。

(イ) 設置工事費

令和4年度以前の申請については、1基当たりの工事費又は500万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

令和5年度の申請については、1基当たりの工事費又は1,600万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

令和6年度の申請については、1基当たりの工事費又は1,600万円（公道に設置する場合は2,500万円、大規模事業所に設置する場合は1,750万円）のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

令和7年度以降の申請については、1基当たりの工事費又は充電設備の出力（kW）に1kW当たり8万円を乗じて得た額（公道に設置する場合は900万円、大規模事業所に設置する場合は150万円を加えた額）のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(ウ) 受変電設備改修費

改修費又は 435 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(エ) 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費

令和 6 年度以降の申請については、導入費又は 30 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(オ) 通信機能付き充電設備導入費

令和 6 年度以降の申請については、通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に 1 基につき、補助上限額を 10 万円上乘せする。

(カ) 既設充電設備撤去費

令和 7 年度以降の申請については、同一敷地内に設置するものであって既設超急速充電設備の更新（設備毎の出力増加又は設置基数増加）により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備 1 基当たり、撤去費の 2 分の 1 又は 100 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

イ 急速充電設備

(ア) 設備購入費

令和 4 年度以前の申請については、購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める目的地充電の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）の 2 倍の額から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金のいずれか低い方の金額とする。

令和 5 年度の申請については、購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助率定額（1/1）の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金のいずれか低い方の金額とする。

令和 6 年度以降の申請については、蓄電池付き充電設備の場合、上記金額に 335 万円を加えた額を上限額とする。ただし、購入価格が補助上限額を下回る場合は、購入価格を上限額とする。

(イ) 設置工事費

令和 5 年度以前の申請については、充電設備の出力（kW）に 1 kW 当たり

6 万円を乗じて得た額又は 1 基当たりの工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。ただし、上限は充電設備 1 基につき 309 万円とする。

令和 6 年度の申請については、充電設備の出力 (kW) に 1 kW 当たり 6 万円を乗じて得た額 (下限 135 万円) 又は 1 基当たりの工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。ただし、上限は充電設備 1 基につき 309 万円 (公道に設置する場合は充電設備の出力 (kW) に 1 kW 当たり 24 万円を乗じて得た額又は 1,200 万円のいずれか低い方の額、大規模事業所に設置する場合は充電設備の出力 (kW) に 1kW 当たり 10 万円を乗じて得た額 (下限 135 万円) 又は 460 万円のいずれか低い方の額) とする。

令和 7 年度以降の申請については、1 基当たりの工事費又は充電設備の出力 (kW) に 1kW 当たり 6.2 万円を乗じて得た額 (公道に設置する場合は 900 万円、大規模事業所に設置する場合は 150 万円を加えた額) のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(ウ) 受変電設備改修費

改修費又は 435 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(エ) 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費

令和 6 年度以降の申請については、導入費又は 30 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(オ) 通信機能付き充電設備導入費

令和 6 年度以降の申請については、通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に 1 基につき、補助上限額を 10 万円上乗せする。

(カ) 既設充電設備撤去費

令和 7 年度以降の申請については、同一敷地内に設置するものであって既設急速充電設備の更新 (設備毎の出力増加又は設置基数増加) により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備 1 基当たり、撤去費の 2 分の 1 又は 75 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

ウ 普通充電設備 (V2H 充放電設備及び充電用コンセントスタンドを含む)

(ア) 設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額 (都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国にお

いて経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。)に2を乗じて得た額から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金又は購入価格の2分の1のいずれか低い方の金額とする。ただし、4(1)ウ(ク)の車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、適用外とする。

(イ) 設置工事費

令和5年度以前の申請については、設置基数が1基の場合は、81万円(令和5年度に申請し、機械式駐車場に設置する場合は171万円)又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

設置基数が2基以上の場合は、2基目以降の設置基数に40万円(令和5年度に申請し、機械式駐車場に設置する場合は86万円)を乗じた額に81万円(令和5年度に申請し、機械式駐車場に設置する場合は171万円)を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

令和6年度以降の申請については、設置基数が1基の場合は、135万円(機械式駐車場に設置する場合は171万円)又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

設置基数が2基以上の場合は、2基目以降の設置基数に68万円(機械式駐車場に設置する場合は86万円)を乗じた額に135万円(機械式駐車場に設置する場合は171万円)を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。ただし、4(1)ウ(ク)の車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、適用外とする。

(ウ) 受変電設備改修費

改修費又は435万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(エ) 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費

令和6年度以降の申請については、導入費又は30万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(オ) 通信機能付き充電設備導入費

令和6年度以降の申請については、通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に1基につき、補助上限額を3万円上乗せする。

(カ) 既設充電設備撤去費

令和7年度以降の申請については、同一敷地内に設置するものであって既設普通充電設備の更新(設備毎の出力増加又は設置基数増加)により充電設

備の合計出力が向上する場合、既設充電設備 1 基当たり、撤去費の 2 分の 1 又は 25 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(キ) 機械式駐車場パレット更新経費

令和 7 年度以降の申請については、機械式駐車場に充電設備を新たに設置し、パレットの大型化等の改修が必要な場合、改修費又は 1 パレット当たり 140 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(ク) 車両導入と同時申請に係る補助経費

令和 7 年度以降の申請について、別表 1 に記載の事業に係る車両導入と同時に普通充電設備を申請の場合、普通充電設備の設置後に申請を行うことができる。

①設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの）に 2 を乗じて得た額のいずれか低い方の金額とする。

②設置工事費

1 基あたり定額 20 万円を補助金額とする。

エ 充電用コンセント

(ア) 設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）に 2 を乗じて得た額から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金又は購入価格の 2 分の 1 のいずれか低い方の金額とする。ただし、4（1）エ（ク）の車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、対象外とする。

(イ) 設置工事費

令和 5 年度以前の申請については、設置基数が 1 基の場合は、60 万円（令和 5 年度に申請し、機械式駐車場に設置する場合は 171 万円）又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

設置基数が 2 基以上の場合は、2 基目以降の設置基数に 30 万円（令和 5 年度に申請し、機械式駐車場に設置する場合は 86 万円）を乗じた額に 60 万円（令和 5 年度に申請し、機械式駐車場に設置する場合は 171 万円）を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

令和 6 年度以降の申請については、設置基数が 1 基の場合は、95 万円（機械式駐車場に設置する場合は 171 万円）又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

設置基数が 2 基以上の場合は、2 基目以降の設置基数に 48 万円（機械式駐車場に設置する場合は 86 万円）を乗じた額に 95 万円（機械式駐車場に設置する場合は 171 万円）を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。ただし、4（1）エ（ク）の車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、対象外とする。

（ウ）受変電設備改修費

改修費又は 435 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

（エ）遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費

令和 6 年度以降の申請については、導入費又は 30 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

（オ）通信機能付き充電設備導入費

令和 6 年度以降の申請については、通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に 1 基につき、補助上限額を 3 万円上乘せする。

（カ）既設充電設備撤去費

令和 7 年度以降の申請については、同一敷地内に設置するものであって既設普通充電設備の更新（設備毎の出力増加又は設置基数増加）により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備 1 基当たり、撤去費の 2 分の 1 又は 25 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

（キ）機械式駐車場更新費

令和 7 年度以降の申請については、機械式駐車場に充電設備を新たに設置し、パレットの大型化等の改修が必要な場合、改修費 又は 1 パレット当たり 140 万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

（ク）車両導入と同時申請に係る補助経費

令和 7 年度以降の申請について、別表 1 に記載の事業に係る車両導入と同時に充電用コンセントを申請の場合、充電用コンセントの設置後に申請を行うことができる可能とする。

①設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点

のもの) に 2 を乗じて得た額のいずれか低い方の金額とする。

②設置工事費

1 基あたり定額 10 万円を補助金額とする。

オ V2B 充放電設備

(ア) 設備購入費

設置基数が 1 基の場合は、設備購入費の 2 分の 1 又は 125 万円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備購入費の 2 分の 1 又は 125 万円のいずれか低い方の額とする。

設置基数が 2 基の場合は、設備 1 基当たり、設備購入費の 4 分の 3 又は 187 万 5 千円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備購入費の 4 分の 3 又は 187 万 5 千円のいずれか低い方の額とする。

設置基数が 3 基以上の場合は、設備 1 基当たり、設備購入費又は 250 万円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は 250 万円のいずれか低い方の額とする。

(イ) 設置工事費

設置基数が 1 基の場合は、設備工事費の 2 分の 1 又は 62 万 5 千円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備工事費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備工事費の 2 分の 1 又は 62 万 5 千円のいずれか低い方の額とする。

設置基数が 2 基の場合は、設備 1 基当たり、設備工事費の 4 分の 3 又は 93 万 7 千円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備工事費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備工事費の 4 分の 3 又は 93 万 7 千円のいずれか低い方の額とする。

設置基数が 3 基以上の場合は、設備 1 基当たり、設備工事費又は 125 万円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備工事費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は 125 万円のいずれか低い方の額とする。

(2) 太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費及び設置工事費（令和 4 年度以前に申請した場合）

ア 助成対象経費の合計金額とし、1,500 万円を上限とする。

イ アの規定にかかわらず、太陽光発電システムに係る経費は、当該太陽光発電システムの定格総出力（kW）に 1 kW 当たり 30 万円を乗じた金額を上限とす

る。

ウ アの規定にかかわらず、蓄電池に係る経費は、当該蓄電池の定格容量（kWh）に1 kWh 当たり 20 万円を乗じた金額を上限とする。ただし、本事業により当該蓄電池と併せて新設する太陽光発電システムの定格総出力の2 倍の値の蓄電池容量（kWh）に1 kWh 当たり 20 万円を乗じた金額を上限とする。

（3）先行配管工事

先行配管工事を施工する駐車区画数に1 区画あたり 7 万円（機械式駐車場に施工する場合は 30 万円）を乗じて得た額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

（4）エネルギーマネジメント設備（V2B 充放電設備）の設備購入費

V2B 充放電設備の設置基数が1 基の場合は、設備購入費の2 分の1 又は15 万円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備購入費の2 分の1 又は15 万円のいずれか低い方の額とする。

V2B 充放電設備の設置基数が2 基の場合は、設備1 基当たり、設備購入費の4 分の3 又は22 万5 千円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備購入費の4 分の3 又は22 万5 千円のいずれか低い方の額とする。

V2B 充放電設備の設置基数が3 基以上の場合は、設備1 基当たり、設備購入費又は30 万円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備購入費又は30 万円のいずれか低い方の額とする。

5 実施期間

（1）事業の実施期間は、令和4 年度から令和12 年9 月30 日までとする。

（2）本事業の助成金の交付は令和12 年度までに行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1 の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - （1）2 の基金を原資として、第4 による助成金の交付を行うこと。
 - （2）助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 車両導入と同時申請に係る補助経費（第4条関係）

関連対象事業	
1	電気自動車等の普及促進事業実施要綱 （平成28年3月30日27環改車818号）
2	燃料電池自動車等の普及促進事業実施要綱 （平成27年1月26日付26環エ計353号）
3	電動バイクの普及促進事業実施要綱 （平成30年6月20日30環改車第183号）
4	E Vバス・E Vトラック導入促進事業実施要綱 （令和5年3月13日4産労産新第327号）
5	シェアリング・レンタル用車両Z E V化促進事業実施要綱 （令和3年3月31日2環地次第669号）